

## 資料 2

令和 6 年 3 月 22 日 (金)  
第 5 回子育て支援推進委員会

# 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取等について

## 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取

### ① 子育て支援推進委員会（地方版子ども・子育て会議）の役割

子育て支援推進委員会は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、以下の事務を行うこととされています。このことから、令和 6 年 4 月開園予定の保育施設の利用定員の設定について、子育て支援推進委員会における意見聴取をお願いするものです。

- 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）、特定地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べること。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べること。
- 市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

### ② 認可定員と利用定員

保育施設においては、保育室の面積や職員配置等、一定の基準に基づき、園全体の定員として認可される人数【認可定員】と認可定員の範囲内において、市が定める【利用定員】が設定されます。

### ③ 利用定員の設定

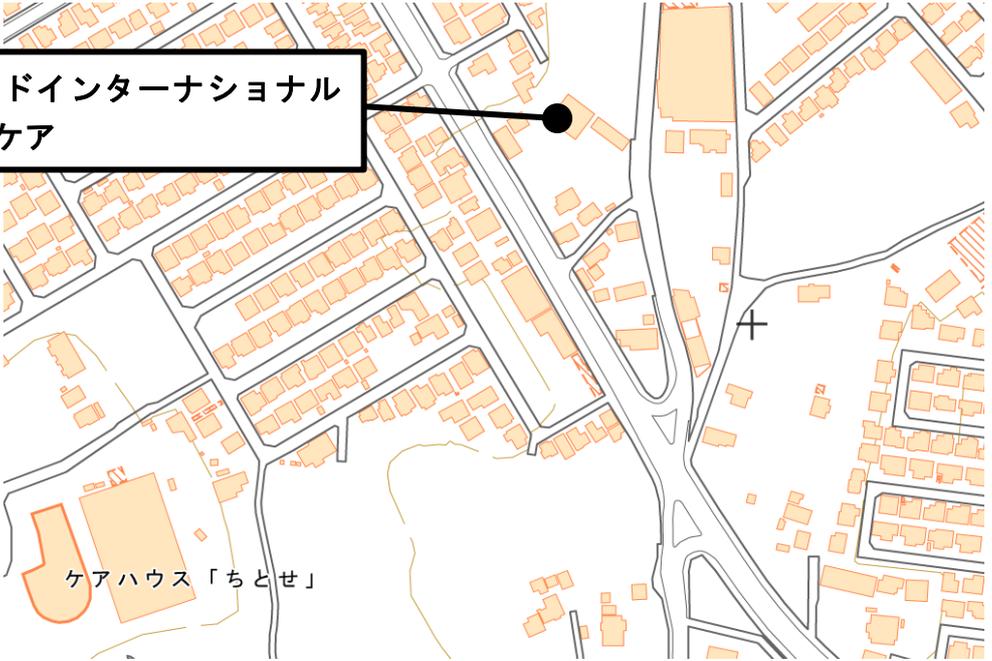
市では、保育施設からの申請に基づき、以下の点に留意して、認定区分（1 号・2 号・3 号）ごとに利用定員を定めることとなります。

- 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、原則として、認可定員を超えない範囲内において、利用状況を反映して設定する必要があること。
- 利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設（保育所、認定こども園等）又は地域型保育事業（小規模保育事業等）において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要があること。
- 市と申請者は意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での実利用人員や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

## 1：令和 6 年 4 月 1 日における定員等の変更について

施設名称	施設類型	変更内容等	変更(開設)予定日
① レイクサイドインターナショナルチャイルドケア	保育所	運営法人の吸収合併による運営主体変更	令和 6 年 4 月 1 日

## 2：レイクサイドインターナショナルチャイルドケアについて

【設置・運営者名】	株式会社 アルコバレーノ	【代表者職・氏名】	代表取締役 長澤 宏昭																
【設置・運営者所在地】	東京都中央区日本橋 3-12-2 朝日ビルディング 4F																		
【施設名称】	レイクサイドインターナショナルチャイルドケア																		
【施設所在地】 生谷 1515-30 (臼井・千代田区域)	 <p>出典：国土地理院ウェブサイト</p>																		
【利用定員】	<p>【レイクサイドインターナショナルチャイルドケア】 2・3号定員：60名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2・3号</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	2・3号	3	10	11	12	12	12	60
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計												
2・3号	3	10	11	12	12	12	60												
【変更年月日】	令和6年4月1日																		
【備考】	運営法人の吸収合併による運営主体変更に伴い、利用定員を再設定するもの。																		